第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　横浜地方法務局厚木支局管内神奈川県秦野市に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、横浜地方法務局西湘二宮支局で取り扱わせる。

第七条第四項を削り、同条第五項中「御前崎市御前崎、白羽及び港、牧之原市並びに」を「牧之原市及び」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十六条中「、富岡出張所及び須賀川出張所」を「及び富岡出張所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一毒物の項第九号及び第十号を次のように改める。

九　二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。

十　削除

別表第一毒物の項第二十号及び第二十号の二を次のように改める。

二十　ヘキサキス（β・β―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フエンブタスズ）及びこれを含有する製剤

二十の二　ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中(79)を削り、(80)を(79)とし、(81)から(146)までを(80)から(145)までとする。

別表第一劇物の項第五十二号から第五十八号の三までを次のように改める。

五十二　二―メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

五十三から五十八の三まで　削除

別表第一劇物の項第六十一号を次のように改める。

六十一　沃化メチル及びこれを含有する製剤

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○環境省令第二十八号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、環境省定員規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日　環境大臣　細野　豪志

環境省定員規則

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一、五三七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原子力規制委員会	四七三人	事務局の職員の定員とする。
合計	二、〇一〇人	

（本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員）

第二条　本省及び原子力規制委員会の各内部部局、施設等機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省または原子力規制委員会の定員の範囲内において、環境大臣が別に定める。

附　則

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。